



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	本学における「自己点検・評価」体制の準備のための議論資料集成
Author(s)	浅川, 和幸
Citation	北海道大学教職課程年報, 12, 46-75
Issue Date	2022-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84801
Type	departmental bulletin paper
File Information	030_2185-9809_12.pdf



< 資 料 >

本学における「自己点検・評価」体制の準備のための議論資料集成

教育学研究院 浅川和幸

【資料解題】

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」の公布と施行（2021年5月7日）に伴い、開放制教職課程を有する本学も、2022年度から実施の教職課程の「自己点検・評価」体制の準備に取りかかることになった。

準備は、本学の教職課程の運営体制を司る全学教務委員会の教職課程専門委員会が担った。実務的な作業は、教育学院の教職課程委員会が行った。

この省令は、日本の教員養成全体にも関わる大きな改訂でもある。そのため、本学としての準備の在り方を考えるための領域も多岐に渡った。背景として重要なものでは、この間の教員養成に関する文部科学省の政策、教員という職業（以降では、教職と略する）の現状と課題、開放制教職課程の仕組みと問題点、日本の教職課程を有する大学の中での本学の位置、同時に北海道における位置の確認等の検討である。これらを前提に、本学の教職課程の現状と課題についての共有を行った。2021年7月30日実施の「第1回FD」である。

さらに開放制教職課程を有する本学が、これまでの全学支援方式による教職課程の運営から無理のない形で「自己点検・評価」体制に移行するための具体的なプランについて考え、合意するためのたたき台の議論を行った。2021年12月3日実施の「第2回FD」である。

この2つのFDを受けて、2022年2月15日の教職課程専門委員会で、次年度からの「自己点検・評価」体制の提案が行われ、議論を経て決定された。これらの改訂が実施されるのは、次年度である。

この「本学における『自己点検・評価』体制の準備のための議論資料集成」は、この間の議論で用いられた資料をまとめて、形として残すことで2022年度以降に進められる「自己点検・評価」体制の内実づくりと、第1回の「自己点検・評価」の実施に資することを目的に作成された。

2回のFDで用いられた資料は、修正することなくそのまま掲載した。また、専門委員会で議論された資料もそのまま掲載した。言わば「記録」として扱う。

以下、資料内容の表題を掲げておく。

1. 第1回FD資料（「教育学研究院FD——教育職員免許法施行規則改正への本学教職課程の対応について1（問題領域と背景）」）

2. 第2回FD資料（「教育学学院・教職課程専門委員会FD——教育職員免許法施行規則改正への本学教職課程の対応について2（点検・評価「ガイドライン」への対応）」）

3. 2022年2月15日実施の教職課程専門委員会専門委員会配布資料

①「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」の抜粋。ここに掲げたものは、その内の「別添6」のみである

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」は長文である。以下のアドレスを参照していただきたい。

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kyoikujinzai02-000014994_1.pdf

②「教職課程の自己点検・評価のイメージ」（「現行『教職課程を実施する組織体制』」と「改正後『教職課程を実施する組織体制』」）

後者が、次年度からの「自己点検・評価」体制の組織的なイメージ図である。教職課程専門委員会が「自己点検・評価」体制の「中核組織」として正式に位置づけられた。そして、「自己点検・評価」の実務に関わるのが「点検・評価小委員会」であり、新設される。組織構成の内容は、⑤「北海道大学教務委員会教職課程専門委員会点検・評価小委員会要項（案）」にある。「理学院及び文学部の委員」が加わる点が重要である。本号掲載「論文」をお読みいただくと分かるが、文系部局では文学部・院と教育学部・院、理系部局では理学部・院が教職課程履修者の多くを占める。それに対応するための組織構成であり、最も履修者が多く、そして課題も多い理系部局の教職課程の改善にやっと手が届く人的構成になる。

以下の③～⑤の3点が、制度改正に関わる一連の資料である。その中でも、新設される「小委員会」に関する内規は⑤である（前述）。

③「北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規の一部を改正する内規（案）関係資料」

④「北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規（改正案）」

⑤「北海道大学教務委員会教職課程専門委員会点検・評価小委員会要項（案）」

これらの一連の改正・制定は、「自己点検・評価」体制の言わば「容れもの」づくりに関わるものである。中身の確定は次年度の仕事である。

また、「自己点検・評価」の一部には教職課程の実施状況も含まれることになるだろう。この教職課程の実施状況の、学生側から見たそれについて、本号の論文（浅川和幸、「開放制教職課程修了学生の教職課程評価を考察する——何に不満を感じ、どのような改善を要望しているか」）で第1階梯の試行を行ってみた。参照していただくとありがたい。

教育学研究院 FD——教育職員免許法施行規則改正への本学教職課程の対応について 1 (問題領域と背景)

教職課程委員会 (文責浅川)

1. このFDの目的

(1) 最終的な目的

突然ではあるが、来年度から教職課程において、「自己点検・評価」を行うことになった。

※ ここまでの経緯を少し。第2次安倍政権が押し進めた「教育改革」の教員版が、教育再生実行会議の第7次提言(「これからの時代に求められる資質・能力と、それを担う教育、教師の在り方について」、2015年5月14日)である。中央教育審議会は、これに促されて2015年12月21日に答申(第184号、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び会い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」)を発表した。翌2016年には教育3法の改正が行われた。「教育公務員特例法」の改正によって、「教員育成協議会の設置」が行われた。「教育職員免許法」と同施行規則の改正によって、教職課程における「科目の大ぐり化」等と共に「教職課程コアカリキュラム」を用いた大学教職課程の再課程認定が行われた。この施行規則の改正はその流れを引き継ぐものである。

2021年5月7日の「教育職員免許法」施行規則の改正によって、教職課程を設置するそれぞれの大学は、自主的に「自己点検・評価」の内容を定め、実施のための組織体制を後期(今年度末まで)に構築しなければならなくなった。

※ この内容は、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)として提示された。

教職課程科目を担当していただいている先生方にも、この「自己点検・評価」をどのように実施するのかについて知っていただきたいし、考えてもらいたい。

ところで、現在の日本の教育は極めてたくさんの困難を抱えている。その中心的な位置にあるのは、学校教育の担い手＝教員の苛酷な労働(環境)、いわゆる「教職のブラック化」であることは言うまでもない。日本の教職抱える問題性(国際比較上の特徴)は、歴史的・社会的なものではある。しかし、近年の教育政策による学校と教員の職務への条件整備なき累加は、労働の過酷さをより厳しいものになっている。文部科学省も、教職の改善については無視できず多角的にアプローチしようとしている。

※ 2019年1月25日の中央教育審議会答申(第213号、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」)はそれに応えるものである。

しかし、労働条件の改善という点で取り組まれた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律について」（2019年12月11日公布）は、労働時間の条件を実態に合わせて「上限」として明示したことや、変形労働時間の採用でお茶を濁したことに見られるように、本気度は低いと言わざるを得ない。

※ 教育再生実行会議第十二次提言を読むと、本命は教育のICTを進めることで教員そのものを無用化する（データ管理者化する）ことかもしれない。

そしてその結果、「ティーチャーズ・クライシス」と呼ばれる状況にある。

※ 妹尾昌俊、2020年4月、『教師崩壊 先生の数足りない、質も危ない』（PHP新書）

現在、教員不足も深刻化している。教員の数そのものさえ足りない場合が出てきた。その原因については前掲書に譲る。文部科学省は、「教職のブラック化」を解消することで根本的な解決を図るのではなく、「免許更新講習」の廃止による免許期限切れ教員の学校への再雇用を進めることや、「教職のブラック化」の波及効果として脚光を浴びることになった教員採用試験の倍率低下（「教職離れ」）を、養成課程のコントロールを強めることで克服することにフォーカスを定めたようだ。

ところで、文部科学大臣は中央教育審議会に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（2021年3月12日）を諮問した。中央教育審議会は、同日『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」（以下、「特別部会」）を設置し、精力的に議論を進めている。

※ この諮問に先行する中央教育審議会答申（第228号、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～）では、「個別的な学び」と「協働的な学び」の両方を遂行する困難に取り組むことになる教員の在り方については、方向性を確認することに止まっていた。このことを受けての諮問であると言われている。

多少付言しておく、中央教育審議会答申第228号は、「協働的な学び」を推進しようとする今次の学習指導要領と、教育再生実行会議第十一次提言（2019年5月17日、「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」）で打ち出された「公正で個別最適化された学び」に教育にICTの導入を図る（「コロナ禍」も利用した）GIGAスクール構想を折衷させる試みであったと考えることができる。

この構図は、「特別部会」における教員の在り方をめぐっても現れている。教育再生実行会議は、第十二次提言（「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」2021年6月3日）を出すことで、中央教育審議会の議論を「個別最適な学び」の方へ、もう一段引き寄せようと試みていると考えることができる。提言の骨子は、教育に「デジタル化を進め、データ駆動型の教育」に転換させることである。教員養成においても、「協働的な学び」の推進者としての教員ではなく、「ICTも活用した個別最適な学び」の推進者としての教員が強調される。その養成方法も、「オンライン研修プログラム等の効果的な研修の展開を図る」ことが打ち出されている。

この「自己点検・評価」を要請する教育職員免許法施行規則改正は、『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」の作業のスピノフとして出されたとも言える。

※ しかしながら、「ガイドライン」作成自体は別線が進められていた。

「ガイドライン」は「教職課程の質保証に関するガイドライン検討委員会」が作成した。この「教職課程の質保証に関するガイドライン検討委員会」は、中央教育審議会教員養成部会「教職課程の基準に関するワーキンググループ」の「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（2020年2月18日）を受ける形で、(文部科学省)総合政策教育局長決定で有識者により組織された(2020年10月12日～2021年3月31日の3回の議論で作成)。

この「ガイドライン」が特別部会でも紹介(扱いは未調べ)された(この時点では日付未定の資料)。それが教育職員免許法施行規則改正の文章に「別添6」として5月7日の日付が記され、既定のものとして扱われている。

ところで、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(通知)に基づき、「教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することとする」と(第22条の7、第22条の8)が盛り込まれることとなった(本学の場合は後者に対応)。施行期日は2022年4月1日である。

通知には、「全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入」として、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)」に基づき、「各大学において適切に対応いただきたい」ことが記されている。

今回私たちが取り組む教職課程の「自己点検・評価」(これは教職課程が設置されている全ての大学に要請されている)は、文部科学省が「教職課程コアカリキュラム」に続き、開放制教職課程にグリップを強めるひとつの手段として位置付いていると考えられる。

※ 文部科学省が教員養成の「開放制」をどのようにしようとしているのかについて、青木栄一は「閉鎖制」の追求に作戦変更したと評価している。「これまでの教員養成の開放制原則を放棄し、事実上の「師範学校」的なものにしようとしている。つまり教職課程の認定のハードルを上げ、教職課程で開講される授業内容を科目ごとに事細かく定めるだけでなく、担当する教員の業績審査も厳格化した」と評価している(青木栄一、2021年、『文部科学省 揺らぐ日本の教育と学術』中公新書)。負担に耐えかねて教職課程を返上した例として、早稲田大学大学院政治学研究科の事例が上がっている(61・62頁)。確かに、「教職課程コアカリキュラム」の導入と、それが実質的な認定基準として使用された(担当教員の適性評価が行われた)ことに明らかなように、介入は露骨である。しかし「閉鎖制」の追求という評価(他の識者で同様の評価をする方もいる)は、今のところ全面的に同意はできないが、「教職課程の認定のハードルを上げ」については同意する。後段で説明する「連携教職課程」の設置による地域的横断的な教員養成の仕組みの構築と、そのなかで教員養成大学・学部が私立大学の教職課程に介入することを通じて、付度を通じた国家管理を強めようとしているというのが、筆者の見立てである。しかし、ことはそう簡単に進まないようにも思える。このグリップの強化(教育内容の統制強化)と「教職離れ」が同時に生じているからである。

ところで日本学術会議は、この「教職課程コアカリキュラム」の問題性について、「報告 大学教育の分

野別質保証のための教育課程編成上の参照基準「教育学分野」（2020年8月18日）の要旨冒頭において、「現行の教職課程コアカリキュラムは、本参照基準に先立って作成されたが、改訂にあたっては本参照基準をふまえることが望まれる」と記し（iii頁）、「〈参考資料1〉 教員養成と教育学の相互関係性 —教職課程コアカリキュラムの導入と関わって—」を掲げている。

本部局の先生方は、それぞれの専門分野において日本の教育の極まった現状を理解しておられると思う。同時に、大学の教職課程の自己点検・評価がどのような意味をもつのか懐疑的である場合（「まじめな追随は自縄自縛」や「余りに大変なら教職課程を止めてしまえば良い」）もあろう。しかし、未来の教員のためにより良い教員養成を模索することは、微力ではあるが重要な意味をもつと考える。また、翻って大学教育の在り方を見直す機会とすることにも重要な意味があると確信する。

同時に、教職課程の実施に携わっている教員はもちろん、日本の教育の大きな転換点において、その改善に資するために、大学としてどのように行動するのかについてご意見を聞かせていただきたいし、学識をお貸しいただきたい。

（2）今回のFDの目的

今回のFDは、3つの目的をもっている。

第1に、簡単ではあるが、本学も含めた教職課程と教員採用の状況について共通理解をもつこと。第2に、「ガイドライン」が本学の教職課程に要求していることを紹介すること。第3に、これらを合わせて、事態に対処するための論点の整理を行う。

2. 本学の教職課程と教員採用の状況について

以降の説明をする前に、日本の教職とその養成の特徴について、簡単に確認する。

第1に、日本における教職は、いわゆる先進国のなかで最終学歴としては低く（修士課程学歴が一般的）、労働時間は極めて長いために自己研修等の時間も少なく、「専門職」という名称を冠するに相応しいものではない（TALIS2018）。現在に至っては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（「給特法」）の問題もあって、残業手当の出ない「定額働かせ放題」制の仕事の魅力に疑問符の付く職業となっている。

第2に、戦後の教員養成の3つの原則（「免許主義」、「大学における養成」、「開放制」（教員養成系大学・学部ではない学部での養成））を前提に就職の仕組みを素描する。大量の教員採用試験受験者（それを数倍する教員免許状保持者がいる）から、都道府県等が採用試験で地方公務員として選抜する仕組みである（「養成と採用の分離」）。教職の質（水準）という観点からは、選抜が質を担保すると考えることになっていること、である。そのため、採用試験の倍率の低下は、教員の質の低下につながると考えられている。また、この養成の在り方と教職の労働特性から言って、職能の蓄積と発展には教育現場におけるOJTが重要

であること。したがって、初任者の配置や OJT を可能とする職場の「ゆとり」の有無が決定的で、それが無い現状は教員の質の低下に輪をかける可能性が高い。

前後するが、教員養成体制の全体状況について確認しておく。

日本の教員養成は、教員養成を目的とする「国立教員養成系大学・学部」（44 大学 44 学部。うち単科大学は 11 校）、その他、「一般大学」、「短期大学等」、「大学院」で行われている。

教員採用試験の採用者を学歴別に比較する（以下、2015 年度の採用試験データ）と、公立小学校においても、「国立教員養成系大学・学部」出身者は 33.2% に止まる（一般大学 58.3%、短期大学等 2.5%、大学院 5.9%）。中学校・高等学校において「一般大学」出身者は 6 割を超え（中学校 63.7%、高校 63.8%）、「開放制」の下で多くの教員が養成されている。小学校の採用において「国立教員養成系大学・学部」出身者が少ないのは、2000 年代中盤に教員養成課程の規制緩和を行った（そのため私立大学の一般大学が教員養成に進出した）ことも大きく関わっている。

以下では、教員養成を目的としない「一般大学」における「開放制」の下での教員養成（認定された教職課程をもつ）を例にして、教員養成の仕組みを説明する。

まず、大学における教職課程での履修、必要単位の取得が免許状の要件となる（成績は問題ではない）。

次に、採用試験の受験倍率は高い。採用試験で選抜することによって適任者を確保する（教職の質の担保）ことが、制度的な前提となっている（「養成と採用の分離」）。すなわち、免許状の取得が雇用にはつながらないことが折り込み済みの制度である。大学の教職課程の履修者は、教職課程のまじめな履修が雇用につながらないことを熟知している。そのため、履修態度は構造的に低い。しかしながら、教職課程で取得しなければならない単位数は、ほぼ 1 学年で取得する単位に匹敵する（「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位を加えると 59 単位となる。但し、教科に関する科目は学部の専門科目と重複するものもある）。これを学士 4 年間で履修するという学生にとっての負担の大きさ問題がある。教職の履修者の潜在的な不満の源はここにある。

最後に、受験者が多くなければ（一説によると 3 倍を超える必要があると言われている）、教職の質の担保がままならないと言われている。

現在の教員採用試験の倍率は、大量採用時期の教員が停年時期を迎えていることと受験者数の減少により、「危機的な状況」にある。

※ 2020 年度（2021 年 2 月 2 日公表資料）文部科学省の「採用選考試験のポイント」から説明する。

全体の採用倍率は 3.9 倍で前年度の 4.2 倍から減少。受験者は 148,465 人から 138,042 人に 10,432 人の減少（7.0%の減）。

校種別に見ると、小学校の採用倍率は 2.7 倍。中学校は 5.0 倍、高等学校は 6.1 倍、特別支援学校は 3.1 倍、である。

文部科学省は「近年の民間企業等の採用状況が好転していることや新規学卒者の採用者数の増加等により、教員採用選考試験が不合格となった後、講師を続けながら教員採用選考試験に再チャレンジする層が

減っていることが主な理由である」と考えている。

北海道では、小学校の採用倍率は 2.1 倍、中学校は 4.2 倍、高等学校は 5.3 倍、特別支援学校は 2.4 倍である。

北海道の「教員育成協議会」において、この倍率も講師採用を優先的に採用する特別採用試験を合わせてのことであり、そのため何かの都合で退職が生じたときに臨時の講師ストックが枯渇していて、教員が不在で現場に「穴があく」場合があることが問題となっている。特に、特別支援学校においては「悲鳴」が上がっていて、教職課程で特別支援の免許を出している大学には、強い要望（「教育実習で学生を預けるだけでなく、教員としても輩出してほしい」）が述べられている。

（１）本学の教職課程の状況について（2019 年度）

学生は、卒業生 2,149 人である。そのうち、免許状取得者実数は 96 人（4.7%）で、この年度の教員就職者数は 13 人（免許状取得者実数の 13.5%）である。

大学院生は、修了者 1,761 人である。そのうち、免許状取得者実数 52 人（3.0%）で、この年度の教員就職者数は 24 人である（免許状取得者実数の 46.2%）。大学院で教職課程を履修するものは教職に就く割合が高い。

合計で免許状取得者が 148 人、教員就職者が 37 人である。免許種は理科が半数近くを占める。

年度によって異なるが、経験的には、当初の教職課程履修者数（「教職入門」の履修者）のおよそ三分の一が教員免許の取得にたどり着く。三分の二は様々な理由で履修を半ばで取り止める。教育実習までたどり着くと、ほぼ免許を取得する傾向にある。

（２）本学の教職課程の位置（『週刊 ダイヤモンド』2021 年 6 月 12 日号から）

教員就職実績「トップ 200 大学」のうち、本学教職課程は就職者数で 151 位にあたり、旧七帝大中トップの就職者数である。

※ この雑誌での本学の教員就職者数は 41 人（高等学校 28 人、中学校 11 人、小学校 1 人）となっていた。

北海道という地域で見ると、北海道教育大学の教員就職者は 448 人、北翔大学（院）のそれは 82 人で、本学は第 3 位の位置にある。

※ 以下、北海道文教大学（27 人）、札幌学院大学（26 人）、北海学園大学（24 人）が「トップ 200 大学」に入っている。また、北海道教育大学から高等学校に就職しているものは 23 人である。高校に限ると本学は最も就職者数が多い。

このこともあって、国公立大学として北海道教育大学と本学が「北海道育成協議会」の構成員として加わることになっている。

(3) 教職課程の履修状況

近年、教職課程（特に「教職実践演習」）の実施において、よりまじめな履修を求めるようにしている（これは文部科学省の意図に沿うという意味よりも、余りに酷い履修態度の学生の存在が、教員を志望する学生の気持ちを逆撫でする状況を減らしたいと考えているからである）。

教職課程においては、学生から講義への要望・不満を聴取する仕組みは「教職実践演習」後のアンケート以外にはない。

※ 2020年度の教職課程の「改善点」（要望や不満）は、『北海道大学教職課程年報』第11号、82～89頁参照。

そのこともあって、断片的にしか承知していない。しかし近年の特徴として、一部の熱心な履修者と「単位さえ取れば良い」というコスパ履修者との間の、「二極化した履修態度」になっているのではないかと推測している。

(4) 教職課程への負担状況（2020年度）

本学の教職課程科目への本部局の教員の負担の状況を前年の2020年度を例に説明しておく。

旧教職課程の区分（「教科に関する科目」と「教職に関する科目」に区分する）で恐縮だが、それを元に負担状況の概況を確認する。

教職課程委員会4人で担当する分（「教育実習」等の4科目7単位）を除くと、16人の教員で19科目27単位を担当している。これ以外に、教科教育法（理科と保健体育）に関する科目に2人（6単位）、水産学部での集中講義に1人（2単位）、特別支援教育に関する科目に3人（13単位）の延べ21人が関わる形である。学院講座別の内訳は、学校教育論講座から6人、生涯学習論講座は2人、教育社会論講座4人、教育心理学講義は5人、臨床心理学講座1人、身体教育論講座は1人である（一部重複がある）。

教科教育法には、本部局以外でも英語Ⅰ・Ⅲ、理科Ⅰ・Ⅱ、工業Ⅰ・Ⅱ、水産Ⅰ・Ⅱと半数近い他部局の教員が対応してくださっている。これ除く約半数が現職教員の非常勤講師で対応している。現職教員は、教科教育法に限らず、教職に関する科目や教職実践演習のゲストスピーカーとしても活躍されている事例が多い。

これ以外の「教科に関する科目」として各部局の専門科目が割り当てられている。

先のコアカリキュラム関連では、教職に関する科目と教科教育法の再課程認定が行われた。続いて教科に関する科目についても、小学校英語を嚆矢として、実施を狙っているとの話である。

3. 「ガイドライン」の概要

(1) 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（3文科教第117号令和3年5月7日）の意味づけ

この通知の主目的は、「複数の学科間・大学間の協働による教職課程の実施体制」の構築である。その受け皿は、「大学等連携推進法人」（新設）である。そのための制度整備を行うものである。

この新設に抱き合わせる形で、教職課程を設置する大学全体に、全学的に教職課程を実施する体制を整備や自己点検評価の仕組みの整備を求めた。

※ 「複数の学科間・大学間の協働による教職課程の実施体制」について補足する

「連携開設科目」という新たなカテゴリーを作り、これを複数の大学で設置する。この「連携開設科目」からなる大学横断的な科目群を、ひとつの教職課程と見做すのである。

学生から見た場合、他大学で修得した教職課程の単位も、在学生在学する大学の教職課程で取得したものに含めることができる。他大学で修得する単位の上限が高い。少量の科目以外は、他大学の教職課程で単位履修しても良い形になっている。

大学から見た場合（科目提供側。多い大学も、少ない大学もある）に、「連携開設科目」提供するのが「連携開設科目を開設する教職課程」である。そのため、係わる大学は「連携開設科目を開設する教職課程」として意味づけ直される。

すなわち、「連携開設科目を開設する教職課程」は、大学間をまたぐひとつの学科等とみなすことができる。大学間で「専任教員の共通化」（人員削減）も図れるとしている。

この地域的横断的な教員養成課程への複数大学の組み込み（中心となるのは「教員養成フラグシップ大学」）と軌を一にして教職課程の全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入が指示されたのである（「通知」5頁）。

※ 開放制教職課程に要求することとして、重すぎるのではないかという点についての検討は寡聞にして知らない。

要求されているのは、「教職課程を実施するカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする」とである。

すなわち、「自己点検・評価」に合わせて、「公表」が課せられている。

具体的には、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織のガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）（別添6）に基づき「各大学において適切に対応いただきたい」と記されている（同前7頁）。

施行期日は令和4年4月1日である

(2) 「ガイドライン」（資料参照、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（概要）」）の内容の紹介

背景は、「Society5.0」に対応できる人材育成、そのための教員の「資質向上」、教員の職

能成長初期段階の「最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割」が重要。そのために、大学自身の「主体的な取組」が重要。「自らの責任」で、「教職課程の様々な活動について」、「点検・評価」、その結果をもとに「改革・改善に努める」、それを「社会に情報公開」し、「教職課程の質を自ら保障するという内部質保証体制を確立する」ことが必要である。

※ 「教学マネジメント指針」（2020年1月22日中央教育審議会大学分科会）の内容を意識するように指示がある。

【自己点検・評価のために予め揃えることが必要となるだろう文章】

- ①「教員養成の目標」
- ②「教員養成の計画」
- ③「達成すべき質的水準と具体的方法」をあらかじめ定めること
- ④「教職課程の改革・改善と結びつける方策の具体案」（FD・SD実施も含めて）
- ⑤「教職課程の自己点検・評価自体」（効果的・効率的に行うことを重視しろ）

【自己点検・評価のための方法を予め提示すること】

- ①「自己点検・評価」の基本的な手順
- ②実施時期公表は必要（時期は、各大学の状況判断。本学は「教員養成を主たる目的とする大学」以外なので）
- ③実施単位（本学は全学で行う。教職課程専門委員会をどうするか、の検討）
- ④実施体制（要検討）

【自己点検・評価の観点として例示されていること】

- ①教育理念・学修目標
- ②授業科目・教育課程の編成実施（本学の場合は教職課程のカリキュラムの提示で良い？設備・施設の整備状況。授業科目ごとの）
- ③学習成果の把握・可視化（ポートフォリオをどうするかが関係する）
- ④教職員組織（必要定員の充足等）
- ⑤情報公表（内容、時期、間隔等々）
- ⑥教職指導（要望：「多くの学生を教職課程に受け入れるように」、「学生の就職支援をなささい」）
- ⑦関係機関等との連携

【FD・SD】

【点検のための組織体制】（上記と重複しているので割愛）

(「役割・機能」として例示されていること)

- ①教員養成の目標、目標達成のための計画の作成
- ②教職課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けたデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の作成、関連する取組の実施
- ⑧教職家庭の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

【まとめ】

全体としての狙いは、自己改善体制の構築であるが、副次的に大学外部から教職課程を監視・介入可能な体制とするための「見える化」（可視化）の推進と、教職課程をコントロールの中核的（責任をとる）組織の特定があると考えられる。

現在のところ以下の対処を考えている。

①組織体制の見直し

教職課程専門委員会（委員長は教育学部長、各部局の教職課程委員＋教育学部の教職課程委員2人で組織）の任務整理と付加（点検・評価特別委員会）、子ども発達臨床研究センターの「教職高度化部門」の位置づけの強化（調査等シンクタンク化）である。

これに可能であれば、「教職課程担当者会議（仮称）」を年度末に開き、ここで年度の教職課程実施の総括を行い、公表する体制にする。

※ 総括に使用するのは教職実践演習での「振り返り」を素材とした調査。

センター「教職高度化部門」は、リサーチ＋FDのサポートを行い、『教職課程年報』で公表する役割を受け持つ。

②現状の教職課程科目担当の在り方（分担、丸投げ、放置）を改める

後述の論点。

③教職課程の授業アンケートと教職ポートフォリオの電子化と活用の準備を整える

電子化に対応した利用方法を提案しなければ、意味がない。教員志望者に対する教職課程カンファレンスの実施など。

しかしながら、費用的な問題があり、現在のところ調査のみで止まっている。全学的な教

学体制の整備と合わせて電子化に踏み切ってもらいたいと考えている。

4. 論点（頭出し。後期で教授会議題にするか、FD とするかを考えます）

①「開放制」の変質のもとで、本学の教職課程をどうするか

「返上しない」ことを前提に、総合大学で開放制教職課程を維持する意味をどのように見出すか。

本部局において教職課程を維持する意義については、「ある」という前提をとらせていただきたいと思うが、ここには異論はあるか。

なければ、②の課題がでてくると思う。

※ 開放制教員養成課程へのグリップを強めることを考えている人は、学校現場の困難を教員養成のコントロールを強めることで解決することができるという過信（誤解）があると思う。臨機応変な職能の発揮のためには、教職の「専門職化」が不可欠であって、特に問題の複雑さに合わせて、教育技術のみではなく、教育全体を更新する力（研究力）が求められるという立場をとりたいと考えている。

また、「ガイドライン」を考えた人たちの構想する教職の専門性を研修で向上させるという方法は、迂回的で遅く、現実への即応性の点で問題があると理解している。学校という場における問題自体のケーススタディ、研究＝介入的な手法が重要であって、そのために研究者がアウトリーチし、協働研究・実践する体制の構築こそが、これからの教育研究の本流になると理解している。

②現状の教職課程科目担当の在り方（分担、丸投げ、放置）を改めるかどうか

教職課程科目担当者の、教職課程科目の自主的な改革を進めるモチベーションをどのように温めるかという観点が必要になると考える。

また、専門分野の学術的成果を、教職課程に反映させることをどのように模索するかという問題もある。

教職課程の担当の最も根深い論点は、ここにあると考えている。教職課程科目（実践的教育学）と各教員の専門分野の研究（教育科学）との内在的な結びつきの獲得に具体的な姿が描けないと、モチベーションは上がらない。

③改める場合に、その在り方をどうするか

今後の、「教科に関する科目」の再課程認定があることも視野におく必要はある。在り方を改めるとしても、具体的には授業アンケートの実施とそれへのレスポンス等を中心としたFDを考えているが、それだけでは不足するかもしれない。

④教職課程の全学体制をどのようにするか

現在の「教職課程専門委員会」+2人（教育学部の教職課程委員会から）方式の強化の可能性。

⑤学生の履修構造を反映した二極化したモチベーションにどのようにアプローチ（指導）するか

開放制教職課程の良さを生かすことと履修の厳格さは両立可能か。

教育学学院・教職課程専門委員会 FD——教育職員免許法施行規則改正への本学教職課程の対応について 2（点検・評価「ガイドライン」への対応）

教育学学院教職課程委員会（文責浅川）

1. このFDの目的

（1）点検・評価に関わる基本的なスタンス

ご存じのように、来年度から教職課程において「自己点検・評価」を行うことになった。

※ 2021年5月7日の「教育職員免許法」施行規則の改正によって、教職課程を設置するそれぞれの大学は、自主的に「自己点検・評価」の内容を定め、実施のための組織体制を今年度末までに構築しなければならなくなった。

言うまでもなく、現在の日本の教育は様々の問題を抱えている。この教職課程の「自己点検・評価」は、文部科学省が「教職課程コアカリキュラム」に続き、開放制教員養成にグリップを強めるひとつの手段として位置付いている。しかし、本学としては未来の教員のためにより良い教員養成を模索することは、重要な意味をもつと考える。そのため、前向きに取り組むことにしたいと考えた。

（2）今回のFDの目的

今回のFDの目的は、前回のFDを受けて、点検・評価の組織体制（案）について検討を行うことである。

2. 点検・評価の「ガイドライン」対策について（案）

（1）体制に関する提案

点検・評価の体制について、以下のように提案する（「点検・評価体制のイメージ」参照）。

第1に、点検・評価は**全学教務委員会教職課程専門委員会**で行う（采配は**専門委員会委員長**）。

第2に、点検・評価の素材の収集指示、検討、「原案」を作成する組織として「**点検・評価小委員会**」を設置する。「原案」は年度末の専門委員会で承認を得る。

理由1. 教育学学院教職課程委員会が中心になるにしても、他の部局の教職課程委員に開かれた形にする必要がある。

理由2. 学院教職課程委員会は実務中心。後期に任務が集中する。点検・評価実務も後期に集中することを考えると、組織的に分離するしかない。

【小委員会の構成（案）】

学院教職課程委員会（委員長＋1人）＋教職課程履修者が多くいる大部局（文学部、理学部）の教職課程委員（4人）。

※ 文学部・理学部で履修者の6割前後を占める。

⇒ 論点：「点検・評価」を外部評価に晒すかどうか。

第3に、点検・評価を北大教職課程の質の向上に結びつけるための体制として「**教職課程担当教員会議**」を設置し、年度毎に開催する。主催は教育学院教職課程委員会。

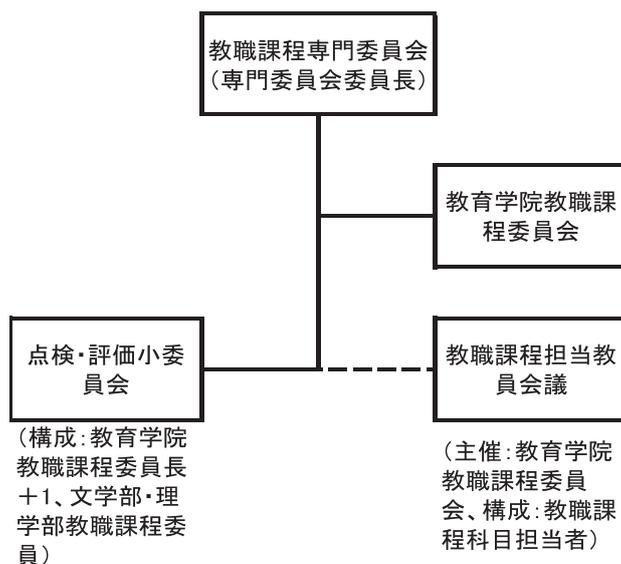
理由。点検・評価は外在的な要因で行うものであるが、受け止める側にも肯定的な意味づけをもてるようにする必要がある。「担当教員に任せきり」の体制の改善を図り、北大の教職課程が抱える問題の共通理解を図る。

※ これまで北大の教職課程は、教職課程委員会の依頼に応じ、教職課程科目を担当した教員が、自主努力な努力で、個別的に実施していた。全体の体系性という観点から編成されたものではなく、科目間の有機的な関係にも乏しかった。そのため科目間の連携や調整も各教員に委ねられ、教職課程委員会の働きかけも、教育内容に踏み込まない、事務的なレベルに止まっていた。

担当する教員も専門科目と原理的に異なるレベルで展開される必要がある教職課程科目を、孤立した状況で、悩みながら担当しており、教職課程科目の担当に積極的なイメージがもてない場合がほとんどであるだろう。教育学院においても、教職課程科目の担当は、前任者から託された場合がほとんどで、担当しない教員にとっては引き受ける人が引き受ければ良いという状況であった。

そのために、北大の教職課程の改善を考えることができる受け皿を、教職課程の計画や運営に携わる専門委員会とは別に「教職課程担当教員会議」を設けることで教育内容に踏み込んだ改善を考えた次第である。

点検・評価体制のイメージ



【「教職課程担当教員会議」の任務（案）】

教職課程専門委員会の実務的な年度総括とは区別された形で、アンケートも素材として、各担当科目で生じている問題や課題を、教職課程全体で共有や議論し、また本年度の実践の紹介（FD）や意見交換を行う場とする。

（２）点検・評価の行い方に関する論点

第１に、実施の性格をどのように設定するかである。

点検・評価自身はガイドラインで提示されているものを「例示」に則して、無理のない形（文言は緩く、複数年度のローテーション）で行うことを考える。そのため、点検・評価の範囲は（当面の間）「教育の基礎的理解に関する科目等（旧：教職に関する科目）」について実施する。文科省の掲げる目的も各大学の教職課程の自主的な改善を促すことにある。手段である点検・評価が目的化するなら、本末転倒である。

第２に、点検・評価を公表する方法論として『教職課程年報』を充実させることを考える。

現在も発行されている『教職課程年報』を充実させ、これに点検・評価結果を掲載する形で行うことを構想する（同時に、以下も掲載し、『教職課程年報』自体が「自主的な改善」の表現であるようにバージョンアップする）。

【『教職課程年報』に掲載を予定するもの（案）】

①教職課程の改善に関する取り組み、FD（「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の特定の科目担当者に依頼する）に関する報告や論文

②点検・評価の結果（外部から資料を求められる場合はこれをリソースにする）

③「教職課程担当教員会議」での議論の紹介

④学生アンケートの一部とその分析（科目担当者が考察する形にする）

（３）点検・評価体制の構築のテンポ

今年度（令和３年度）は、体制を中心に進め方についての議論を行う（第１段階のFDについては７月３０日に実施済）。

※ 教職実践演習受講者の「教職課程改善点」の記述は、昨年同様『教職課程年報』に掲載する。資料収集済。

来年度（令和４年度）は以下の点を、新専門委員会委員長・新教職課程委員会委員長のもとで検討し、遂行することになる。

①技術的な問題（点検項目・揃える文章、行わなければならないアンケート等）の整理・確定

②点検・評価のサポート体制（アンケート等の実施におけるIR室との関係等）の確立

③年度末に第1回の点検・評価を行いとりまとめ、教職課程年報での公表

【参考：本学教職課程の状況】

1. 本学の教職課程と教員採用の状況について

(1) 本学の教職課程の状況について (2019年度)

学生は、卒業生 2,149 人である。そのうち、免許状取得者実数は 96 人 (4.7%) で、この年度の教員就職者数は 13 人 (免許状取得者実数の 13.5%) である。

大学院生は、修了者 1,761 人である。そのうち、免許状取得者実数 52 人 (3.0%) で、この年度の教員就職者数は 24 人である (免許状取得者実数の 46.2%)。大学院で教職課程を履修するものは教職に就く割合が高い。

合計で免許状取得者が 148 人、教員就職者が 37 人である。免許種は理科が半数近くを占める。

年度によって異なるが、経験的には、当初の教職課程履修者数 (「教職入門」の履修者) のおよそ三分の一が教員免許の取得にたどり着く。三分の二は様々な理由で履修を半ばで取り止める。教育実習までたどり着くと、ほぼ免許を取得する傾向にある。

(2) 本学の教職課程の位置 (『週刊ダイヤモンド』2021年6月12日号から)

教員就職実績「トップ200大学」のうち、本学教職課程は就職者数で151位にあたり、旧七帝大中トップの就職者数である。

※ この雑誌での本学の教員就職者数は41人 (高等学校28人、中学校11人、小学校1人) となっていた。

北海道という地域でみると、北海道教育大学の教員就職者は448人、北翔大学 (院) のそれは82人で、本学は第3位の位置にある。

※ 以下、北海道文教大学 (27人)、札幌学院大学 (26人)、北海学園大学 (24人) が「トップ200大学」に入っている。また、北海道教育大学から高等学校に就職しているものは23人である。高校に限ると本学は最も就職者数が多い。

このこともあって、国公立大学として北海道教育大学と本学が「北海道育成協議会」の構成員として加わることになっている。

(3) 教職課程への負担状況 (2020年度)

本学の教職課程科目への教育学院教員の負担状況を、2020年度を例に説明しておく。

旧教職課程の区分 (「教科に関する科目」と「教職に関する科目」に区分する) を元に確

認する。

教職課程委員会 4 人で担当する分（「教育実習」等の 4 科目 7 単位）を除くと、16 人の教員で 19 科目 27 単位を担当している。これ以外に、教科教育法（理科と保健体育）に関する科目に 2 人（6 単位）、水産学部での集中講義に 1 人（2 単位）、特別支援教育に関する科目に 3 人（13 単位）の延べ 21 人が関わる形である。

※ 学院講座別の内訳は、学校教育論講座から 6 人、生涯学習論講座は 2 人、教育社会論講座 4 人、教育心理学講義は 5 人、臨床心理学講座 1 人、身体教育論講座は 1 人である（一部重複がある）。

他部局の教員は教科教育法を担当している。英語 I・III、理科 I・II、工業 I・II、水産 I・II である。

教職に関する科目の一部と、教科教育法の約半数が現職教員の非常勤講師で対応している。

※ 現職教員は、教科教育法に限らず、教職に関する科目や教職実践演習のゲストスピーカーとしても多数活躍していただいている。

これ以外の「教科に関する科目」として各部局の専門科目が割り当てられている。

先のコアカリキュラム関連では、教職に関する科目と教科教育法の再課程認定が行われた。続いて教科に関する科目についても、小学校英語を嚆矢として、実施を狙っているとの話である。

2. 「ガイドライン」の概要

（1）「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（3 文科教第 117 号令和 3 年 5 月 7 日）の紹介

※ この通知の主目的は、「複数の学科間・大学間の協働による教職課程の実施体制」の構築である。その受け皿は、「大学等連携推進法人」（新設）である。そのための制度整備を行うものである。

「大学等連携推進法人」（の新設に抱き合わせる形で、教職課程を設置する大学全体に、全学的に教職課程を実施する体制を整備や自己点検評価の仕組みの整備を求めた。

要求されているのは、「教職課程を実施するカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする」とである。すなわち、「自己点検・評価」に合わせて、「公表」が課せられている。

具体的には、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織のガイドライン（令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）（別添 6）に基づき「各大学において適切に対応いただきたい」と記されている（同前 7 頁）。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日である

(2) 「ガイドライン」設定の目的の一部紹介

以下が説明されている。

背景は、「Society5.0」に対応できる人材育成、そのための教員の「資質向上」、教員の職能成長初期段階の「最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割」が重要。そのために、大学自身の「主体的な取組」が重要。「自らの責任」で、「教職課程の様々な活動について」、「点検・評価」、その結果をもとに「改革・改善に努める」、それを「社会に情報公開」し、「教職課程の質を自ら保障するという内部質保証体制を確立する」ことが必要である。

具体的な点検・評価項目については1点を除き省略。

【自己点検・評価の観点として例示されていること】の中に、

「学習成果の把握・可視化」が掲げられている（ポートフォリオをどうするかが関係する）。

狙いは、自己改善体制の構築である。副次的に大学外部から教職課程を監視・介入可能な体制とするための「見える化」（可視化）の推進と、教職課程をコントロールの中核的（責任をとる）組織の特定があると考えられることができる。

3. 学務部との打合せの概要とその結果

(1) 学務部に要望したこと

①点検・評価体制の整備に関わって増える教員・事務方の業務量の削減のための電子化を進めるための予算等措置のお願い

②点検・評価を進めるための授業（内容）評価の実施とそのための支援のお願い

文科省の点検・評価体制の整備要求は教職課程の充実を目的としている。そのために、教職課程科目も授業アンケートを授業改善に結びつける独自のサイクルを形成したいと考えている。要望を行った。

※ これは現在の教職課程委員会の（事務方も含めた）体制で不可能である。

(2) 結果

新規負担が部局にかぶさらないようにすることの理解を得た（電子化、アンケート）。

「身の丈にあった形」で徐々に進めて行くことでの理解を得た。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

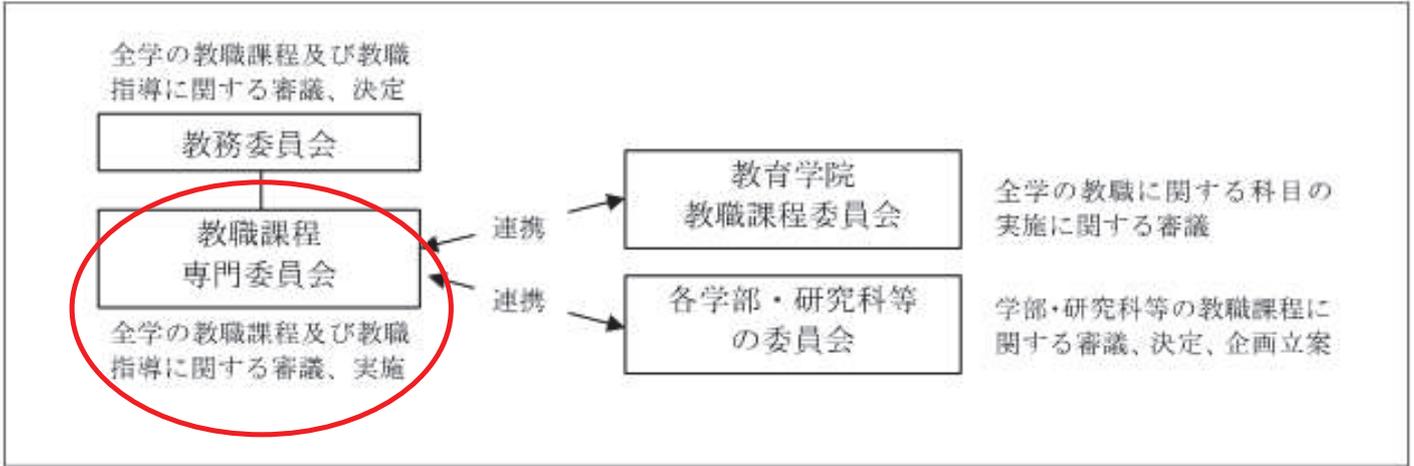
教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)
その際、達成すべき質の水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
・基本的な手順 ・実施間隔 ・実施単位 ・実施体制
- 自己点検・評価の観点の例示
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携
※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

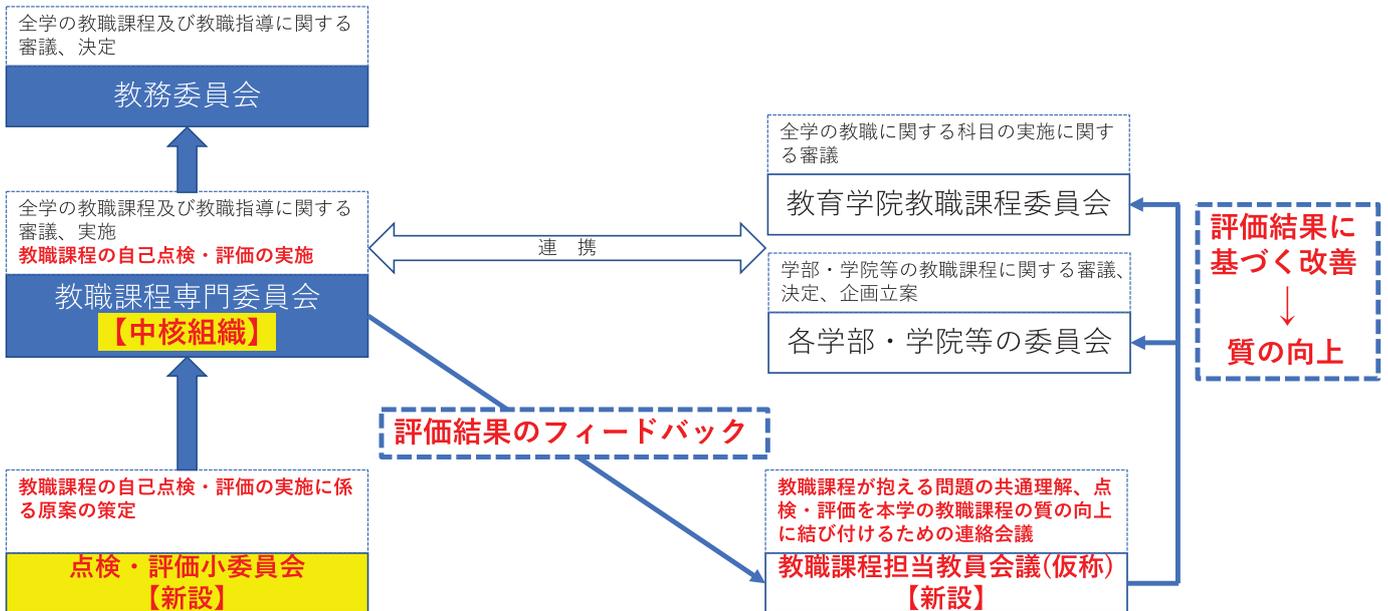
全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)
①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応
※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる
- 中核組織の形態
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

現行「教職課程を実施する組織体制」



改正後「教職課程を実施する組織体制」



北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規の一部を改正する内規（案）関係資料

1. 改正の理由

令和3年5月7日施行の教育職員免許法施行規則の改正により，教職課程を有する大学は学内の組織整備を行い，教職課程の自己点検評価を実施することが義務化されることに伴い，本学における実施体制を整備するため，所要の改正を行うものである。

2. 主な改正内容

- ア．審議事項に，教職課程の自己点検・評価の実施に関する事項を加えること（第2条関係）
- イ．教職課程の自己点検・評価の実施に関する調査，検討を行うため，点検・評価小委員会を設置すること。（第8条関係）

3. 制定日及び施行日

令和4年4月1日

(注) 関係委員会議了日

教職課程専門委員会

令和4年2月15日

教務委員会

令和4年3月4日（予定）

令和4年4月1日

北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規の一部を改正する内規を次のように定める。

北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規の一部を改正する内規（案）

北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規（平成11年制定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(審議事項等)</p> <p>第2条 委員会は、教職課程に関する事項、<u>教職課程の自己点検・評価の実施</u>に関する事項及び教員免許状更新講習の実施に関する事項を審議し、及び実施する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 法学研究科長の推薦する当該研究科の教授、准教授又は講師 1名</p> <p>(点検・評価小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、<u>教職課程の自己点検・評価の実施に関する調査、検討</u>等を行うため、<u>点検・評価小委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>点検・評価小委員会</u>に関し必要な事項は、<u>委員会が別に定める</u>。</p> <p>(委員会の庶務)</p>	<p>(略)</p> <p>(審議事項等)</p> <p>第2条 委員会は、教職課程に関する事項及び教員免許状更新講習の実施に関する事項を審議し、及び実施する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 法学研究科の長の推薦する当該研究科の教授、准教授又は講師 1名</p> <p>(略)</p> <p>(委員会の庶務)</p>

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第9条 委員会の庶務は，教育学事務部において処理する。 (雑則)</p> <p>第10条 この内規に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (令和4年4月1日) (略)</p> <p><u>この内規は，令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第8条 委員会の庶務は，教育学事務部において処理する。 (雑則)</p> <p>第9条 この内規に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。 (略)</p>

○北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規（改正案）

平成11年4月14日

制定

（設置）

第1条 北海道大学教務委員会規程（平成11年海大達第9号）第9条第3項の規定に基づき、北海道大学教務委員会（以下「教務委員会」という。）に、教職課程専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項等）

第2条 委員会は、教職課程に関する事項、教職課程の自己点検・評価の実施に関する事項及び教員免許状更新講習の実施に関する事項を審議し、及び実施する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学院長
- (2) 教育学院長の推薦する当該学院の教授，准教授又は講師 3名
- (3) 薬学部長の推薦する当該学部の教授，准教授又は講師 1名
- (4) 法学研究科長の推薦する当該研究科の教授，准教授又は講師 1名
- (5) 各学院（教育学院，保健科学院，医学院，歯学院，獣医学院，医理工学院，情報科学院，国際広報メディア・観光学院，国際感染症学院及び国際食資源学院を除く。）の長の推薦する当該学院の教授，准教授又は講師 1名
- (6) 学務部長

（任期）

第4条 前条第2号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、教育学院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(点検・評価小委員会)

第8条 委員会に、教職課程の自己点検・評価の実施に関する調査、検討等を行うため、点検・評価小委員会を置く。

2 点検・評価小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育学事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成11年4月14日から施行する。

2 この内規の施行後、最初に委嘱される第3条第2号から第4号までの委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則 (平成12年4月1日)

1 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

2 この内規の施行の際、現に改正前の北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規第3条第2号から第4号までの委員である者は、改正後の北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規(以下「新内規」という。)第3条第2号及び第3号の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、新内規第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。

附 則 (平成17年4月1日)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

2 この内規の施行の際現に改正前の第3条第2号から第5号までの規定による委員であ

る助教授（以下この項において「旧委員」という。）は、この内規の施行の日に、改正後の第3条第2号から第5号までの規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成20年6月9日）

この内規は、平成20年6月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月6日）

この内規は、平成21年3月6日から施行し、平成21年度の教員免許状更新講習の実施から適用する。

附 則（平成26年6月4日）

この内規は、平成26年6月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 この内規の施行の際現に改正前の第3条第4号の規定による委員である情報科学研究科の教授（以下この項において「旧委員」という。）は、この内規の施行の日に、改正後の第3条第5号の規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和2年6月1日）

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

○北海道大学教務委員会教職課程専門委員会点検・評価小委員会要項（案）

令和4年4月1日

制定

（設置）

第1条 北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規（平成11年4月14日制定。以下「専門委員会内規」という。）第8条の規定に基づき、北海道大学教務委員会教職課程専門委員会（以下「専門委員会」という。）に、点検・評価小委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項等）

第2条 委員会は、専門委員会が実施する教職課程の自己・点検評価の実施に関する調査、検討等を行う。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専門委員会内規第3条第2号に定める委員のうち、専門委員会委員長が指名する者 1名
- (2) 専門委員会内規第3条第5号に定める委員のうち、理学院及び文学院の委員
- (3) 教育学院長の推薦する当該学院の教授、准教授又は講師 1名

（任期）

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員長の他2名の委員が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育学事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (令和4年4月1日)

この要項は、令和4年4月1日から実施する。